様式第	1号	(第2条	(関係)						_			1		
					特定医	療費	(指定難	病)	_	「新規」	20	<u>_</u>	(新規・更新・3 該当するものに	
	フリ	ガナ 名		<u> </u>		ゕ <u>゚ゕヮ</u> オ	申請日	日時点の)年齢		OO歳	生年月日	昭和OO年C)月0日
	フリ	ガナ 所	〒 000-1	20000年日市	🖯	中連絡な	がつく電話	番号を	記入(携帯可)	電	③ 話番号	000-0000)-0000
受診			被保険者	氏名			県庁	太郎			糸	表柄 (5)	本人	
者		.医療 !険	保険種(該当するもの) 被保険	順 別 のにO)		者の氏名	名を記入		• 健保		- R組合・ 	共済・ 被傷	生保・その他(保険者の続柄を記	
	受給(新規の	場合は	5が18歳未		合に保護者			T 			吕号•₹	番号	ンソン病	0-00
6 保護者 (受診者が		^{不要)} ガナ 名						ŧĺ ·	- 昭・	平•令		診者の関係		
	フリ	ー リガナ 〒 ロ			口住所、	住所、電話番号は受診者と同じため省			年路(該当)	活番号	_	
∵ 1 ∵ 8			額の特例		呼吸器等	奘 善 (※)	2)	口高額	質かつ.	長期 (※3)	40	U B J	□軽症高額該当	(×A)
7	可申請 曼性特:	するもの する受 定疾病)、 有の	に図) 影者と同じ の医療費助)場合難病・/	 世帯内 成を受	これる指定 すている者	定難病も 皆又は申	しくは8) 有	難病・小児	(氏名 (受給者:	来早)
			数当するもの ロコロルととが	かあれ	ばチェッ:	ク 3	指定医療 指定医療 以	_					不要です。 は裏面に記入)。	
望	を希する医療	ł	- 旨定医療機関	等名称	(薬局及	び訪問看	護	分の対象	象者が	いる場合に	二記入	所	在 地	
	(5)	記入不要							記入不要					
	面あり 認定基	準世帯	芳 員 (※6)	(受診者	と同じ医療	素保険に	支統	合認定基	基準世帯 二、 755	号員がいる o.g	場合に	記入	人については記え	入不要。)
)	の欄に 帯員	記入	した方の個人	、番号(マ			別紙1「個丿		載票」 帯員	こ記入して	ください	١,		
(フリ	で見 ガナ) 名					診者と)続柄		(フリ	で見 (ガナ) :名				受診者と の続柄	
(フリ	帯員 ガナ) 名					診者と)続柄		(フリ	帯員 (ガナ) :名				受診者と の続柄	
(フリ	帯員 ガナ) 名					診者と)続柄	(†≣]∧∰	(フリ	帯員 ガガ 名	10 D. L. S.	の年日		受診者との続柄	
始する	ること	dの支統 が適当 る年月 (7)	当と考	令和6年	₹5月156	- I	□臨床調査 □症状の悪 □大規模災 □その他	個人票の 化等によ 害に被災)受領に いり、申 €したこ	時間を要し 請書類の準 と等により	たため 備や提品 、申請	出に時間書類の提	でいる理由】	EW)
臨床調査個人票の診断年月日から導かれる日付を記載 私は、上記のとおり特定医療費の支給を申請します。 11														
	申請者氏名 年 月 日 福岡県知事殿													
			意事項を ます。	参照の)上、こ	ご記ス	申請者	(受給者	舌) のE	氏名、申請	日を記	 B入	<u> </u> 記載票」もこ	記入を

★臨床調査個人票の研究等への利用についての同意をされる方は、別添「研究利用に関する ご説明」をご確認いただき、裏面に署名をお願いします。

(裏面)

(注意事項)

- ※1 変更は、指定医療機関、自己負担上限額(階層区分・人工呼吸器等装着・高額かつ長期)、指定難病の名称の変更については本様式を使用 し、それ以外の変更は様式第4号特定医療費(指定難病)受給者証等記載事項変更届に記入し届出すること。また、変更が保護者や支給認 定基準世帯員の変更以外の場合、別紙1「個人番号記載票」の提出は不要。
- ※2 人工呼吸器等装着とは、継続して常時生命維持管理装置を装着する必要があり、かつ、日常生活動作が著しく制限される者であり、人工呼吸器を装着している者について、継続して常時とは、一日中施行することが必要であって離脱の可能性がないことをいう。
- ※3 申請日の属する月以前の12か月の間(支給認定を受けた月以後のものに限る。)に、上記の難病に関する月ごとの医療費総額が50,00円を超える月が6か月以上ある場合に記入すること(申請にあたっては医療費申告書及び領収書等医療費が確認できるものが別途必要)。
- ※4 病状の程度が厚生労働大臣の定める程度ではないが、申請日の属する月以前の12か月の間に、上記の難病に関する月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が3か月以上ある場合に記入すること(申請にあたっては医療費申告書及び領収書等医療費が確認できるものが別途必要)。
- ※5 受診予定の指定医療機関、薬局、訪問看護事業者を記載すること(申請日からその医療機関等を利用できる。記載していない指定医療機関等は医療費助成の対象にならない)。医療機関等は都道府県から難病の患者に対する医療等に関する法律の指定を受けた「指定医療機関」であること(指定の状況については、所在地の都道府県のホームページを参照するか、受付窓口、医療機関等に問い合わせること)。なお、受給者証に記載されている指定医療機関を削除したい場合、削除したい医療機関を記載して、朱書きで削除と記載すること(削除した指定医療機関は公費負担の対象から外れるため、削除は慎重に行うこと)。

表面の欄が不足する場合のみ記入してください。

受診を希	指定医療機関等名称(薬局及び訪問看護事業者を含む)	所 在 地		
望する 指定医療 機関等 (※5)	記入不要	記入不要		

※6 支給認定基準世帯員については以下のとおり

人の 文和画に至手に市会については以下のこのう							
受診者が加入している図	医療保険	支給認定基準世帯員					
国民健康保険(国保一般、退職	国保)	受診者と住民票上同一世帯で国保に加入している方全員					
国民健康保険組合(国保組合)		受診者と同じ国保組合に加入している方全員					
後期高齢者医療制度(後期高齢	i)	受診者と住民票上同一世帯で後期高齢に加入している方全員					
	受診者が被保 険者本人	患者本人のみ					
合(健保組合)、共済組合	受診者以外が	被保険者の市町村民税が課税の場合 →被保険者のみ					
(共済)、船員保険など)	被保険者	被保険者の市町村民税が非課税の場合 →被保険者及び受診者					

- ※7 特定医療費の支給開始日は、指定医が重症度分類を満たしていると診断した日又は軽症高額の基準を満たした日の翌日まで遡ることが可能(ただし、遡れるのは申請日から1か月前(やむを得ない理由により申請が行えなかった場合は最長3か月前)の同じ日まで)。そのため、申請日にかかわらず、臨床調査個人票に記載された診断年月日等、特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日を記載すること。また、更新の場合は、原則記入不要。
- < 臨床調査個人票の研究等への利用についての同意をされる方は、別添「研究利用に関するご説明」をご確認いただき、以下に署名をお願いします。 >

